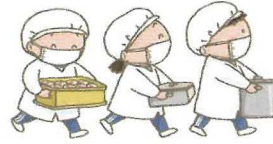


# 東広島市の 学校給食費について



令和6年1月 東広島市教育委員会 学校教育課 学事課



## 1 手続きについて

書 類	対 象 者	留 意 事 項
<p>① 東広島市学校給食申込書</p> <p><b>全員提出</b></p> <p>※学校に提出</p>	<p>◆ 学校給食の提供を受ける方全員</p> <p>※食物アレルギー等の理由により学校給食の提供が不要な方は提出の必要はありませんが、その旨を必ず学校へ連絡してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の皆様が学校給食を申し込み、その学校給食費を支払うこと及び東広島市がそれに基づき幼児・児童・生徒、教職員等に学校給食を提供することを明記したものです。</li> <li>幼児・児童・生徒1人につき1枚提出してください。</li> </ul>
<p>② 東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書</p> <p>※3枚複写</p> <p><b>全員提出</b></p> <p>※金融機関に提出</p>	<p>◆ 学校給食の提供を受ける方（※原則、全員提出）</p> <p>※口座振替の手続きをされていない方は、「納付書」による納付となります。</p> <p>&lt;口座振替可能な金融機関&gt;</p> <p>広島銀行      もみじ銀行      山口銀行      広島信用金庫                  呉信用金庫      しまなみ信用金庫      中国労働金庫                  広島市信用組合      広島県信用組合      ひろしま農業協同組合                  広島県信用漁業協同組合連合会                  ゆうちょ銀行・郵便局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食費のお支払いは、原則、便利で安心・確実に納付できる口座振替でお願いします。</li> <li>幼児・児童・生徒1人につき1部（3枚複写）提出してください。</li> </ul> <p>※学校諸費の引落口座についても、よくご確認の上、金融機関をお選びください。</p> <p>※年度途中で口座を変更される場合は、再度、本書類の提出が必要です。</p>

書類	対象者	留意事項
<b>③東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書</b> <b>対象者のみ</b> <b>※学校に提出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食物アレルギーのある方で、<b>飲用牛乳、主食（米飯、パン）の提供</b>を停止する方</li> <li><b>乳糖不耐症</b>で飲用牛乳の提供を停止する方</li> <li><b>宗教上の理由</b>等で飲用牛乳のみ申し込む方など</li> </ul> <b>※幼児・児童・生徒のみ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食物アレルギー等の理由により、<b>飲用牛乳、主食（米飯、パン）の提供</b>が受けられない場合のみ、学校給食費を減額します。</li> <li>食物アレルギー対応は、学校及び学校給食センターとの相談が必要です。</li> </ul>
<b>④東広島市学校給食（変更・停止・再開）届</b> <b>該当の場合のみ</b> <b>※学校に提出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市外へ転出される方</li> <li>5日以上連続で欠席される方</li> <li>住所、学校、納入義務者等を変更される方</li> <li>停止していた学校給食を変更される方</li> <li>食物アレルギー等による減額対象者で、申請内容の変更をされる方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出があった日から起算して<b>5日を経過する日以後</b>の給食から反映されます。</li> <li>※申請が遅れた場合、欠席しても給食費を支払っていただく場合があります。</li> <li>※食物アレルギー等による減額申請の変更の場合、「食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の提出を求める場合があります。</li> </ul>

## 2 学校給食費の単価について

学校区分	<単価>	<月額> 定額
幼稚園	200円 ※副食+牛乳	2,600円
小学校	245円	4,500円
中学校	280円	5,400円



注)食材費高騰に伴い、給食費単価が変更になる場合があります。変更が生じた場合は、別途お知らせいたします。

## 3 学校給食費に係る通知について

■「東広島市学校給食費納付額決定通知書」	学校給食の申込みをいただいた保護者様宛に、当該年度の給食費や納付期限について記載した通知書（ハガキ）を送付します。
■「東広島市学校給食費納付額変更通知書」	給食回数が年度当初の予定給食回数と異なった場合に、支払額の変更内容を示した通知書（ハガキ）を送付します。第10期の支払額は、3月中旬に当該通知書でお知らせします。
■「督促状」	当初の納付期限までに納付がない場合に、納付期限後20日以内に送付します。

## 4 納期及び納付期限について

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 (精算)
納付期限	5月31日	6月30日	7月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月末日	3月31日

※4月末と8月末は、請求はありません。

※納付期限が土・日・祝日の場合は、翌営業日（金融機関）となります。

- ・第10期（3月末）の納付額 = （1年間の学校給食費金額） - （第1期～第9期までに納付すべき金額）
- ・学校や学年によって年間の学校給食費が異なりますので、毎年3月中旬に調整後の第10期納付額を「東広島市学校給食費納付額変更通知書」（ハガキ）にてお知らせします。
- ・口座振替手数料は、東広島市が負担します。
- ・振替日及び納付期限については、当該年度の初回納付期限までに「東広島市学校給食費納付額決定通知書」（ハガキ）にてお知らせします。
- ・**口座振替日に残高不足等により、口座振替が不能となった場合は、納付書を送付します。**
- ・学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお、納付されないときは、裁判所において支払督促等の法的手続きを開始します。この場合において、東広島市の請求が認められたときには、財産の差押等を行う場合があります。
- ・学校給食費を滞納した場合、児童手当からの天引により徴収させていただくことがあります。学校給食を申し込まれる際に、児童手当からの徴収に対する同意をいただくこととしています。

## 5 就学援助を受けている場合の学校給食費について

就学援助の認定を受けている世帯の児童生徒の学校給食費は、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が納付する必要はありません。

ただし、就学援助の申請中の方には、学校給食費を納付していただき、その後、認定となった場合には、認定となった期間の納付分を還付します。また、一度認定された方でも、その後、就学援助が不認定になった場合などは、保護者の方に学校給食費を納付していただきます。そのため、就学援助の認定を受けている場合でも、書類②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の提出が必要です。

就学援助制度の詳しいことについては、東広島市教育委員会学事課学務職員係へお尋ねください。

## 6 生活保護を受けている場合の学校給食費について

生活保護費は、市から保護者の方にお支払いすることが原則ですが、保護者の方の同意があれば、学校給食費分の生活保護費を市（生活福祉課）から学校長に支払うことが可能です。これを学校長による生活保護費の「代理納付」といい、生活保護費を保護者の代わりに受け取った学校長が支払うこととなります。対象の方は、「委任承諾兼口座振込依頼書」の提出が必要です。

生活保護の詳しいことについては、東広島市健康福祉部生活福祉課（直通 082-420-0405）へお尋ねください。



## 7 学校諸費について

- ◆ 「学校諸費」は、学校給食費とは別に、**保護者等が学校へ支払う**費用です。

「学校諸費」は、学校給食費を除く、以下の費用です。

学用品費    学級費    クラブ費    PTA会費    積立金    等

学校に直接、学校指定の金融機関または現金によってお支払いいただきます。

**学校諸費と学校給食費のそれぞれの引落口座、引落日、納付期限、納付額を、よくご確認ください。**

— 学校給食費に関するお問い合わせ —

東広島市教育委員会 学事課

電話番号：082-420-0975    F A X 番号：082-420-0969



**記入例**

(提出先) 保護者→学校→教育委員会

第1号様式  
東広島市長様  
東広島市学校給食申込書  
令和6年4月1日  
幼児・児童・生徒用  
保護者等 〒739-8601 東広島市西条栄町番〇号  
保護者等 西条太郎 (納入義務者) 住所 さいじょう たちょう  
ふりがな さいじょう たちょう  
氏名 西条太郎 (印) 電話番号 (自宅) 携帯) その他 ( )

自署(押印不要)又は記名押印  
自署(押印不要)又は記名押印  
滞納時、児童手当からの天引による徴収となる場合の同意です。

090-1111-2222  
学校給食の提供を受けるので、東広島市学校給食費徴収規則第3条の規定により、滞納時、児童手当からの天引による徴収となる場合の同意を申し込みます。

学校名	東広島市立西条小学校
学年	1年
性別	男
氏名	西条次郎
住所	〒739-8601 東広島市西条栄町番〇号
給食開始年月日	令和6年4月1日
納付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 納付書

【注意事項】この申込書は、東広島市立小学校(市立幼稚園)から中学校を卒業するまで継続されます。  
 ・学校(幼稚園)受付日の5日後(土日を除く。)の学校給食費に反映します。  
 ・滞納が続く、支払いの意思が見られないときは、法的措置を執ることがあります。  
 【承諾事項】学校給食費を滞納した場合、東広島市が私(学校給食納入義務者)及びその住民基本台帳記載事項や市民税課税状況等、学校給食費の債権管理に必要に応じて情報提供を行うことに承諾します。  
 ・学校給食費を滞納した場合、滞納額や滞納理由、世帯状況等を把握するために、東広島市と学校が互いに知り得ている情報を共有することに承諾します。

東広島市長様  
下記の事項について  同意します  同意しません  
私は、万一、学校給食費を滞納した場合、児童手当法第21条第1項長から支給を受ける児童手当の額から、学校給食費について、当該児童手当の額を支払うことを申し出ます。  
なお、申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当滞納時、児童手当からの天引による徴収となる場合の同意です。

令和6年4月1日  
児童手当受給者 自署(押印不要)又は記名押印  
受給者氏名 西条太郎 (印) 幼児・児童・生徒名 西条次郎  
住所 東広島市西条栄町番〇号

注) 受給者氏名には、児童手当を受給している方のお名前を記入して下さい。

**東広島市学校給食費 口座振替依頼書・自動払込利用申込書**

口座振替の注意点  
口座の預(貯)金残高が不足していますと振替ができませんので、ご注意ください。また、振替口座を解約、変更した場合は、下記の連絡先までご連絡ください。  
なお、過年度及び随時期の学校給食費については、口座振替できません。  
※手続きが完了するまで1ヶ月程度かかります。

東広島市教育委員会事務局 学校教育課 学務課  
TEL: 082-420-0975 FAX: 082-420-0969

口座振替月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校給食費	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期

振替日は、原則、各納期月の末日となります。(ただし、4月・8月を除く。12月は25日振替。)  
振替日が引落口座の振替期日の休日となる場合は、翌営業日となります。

**東広島市学校給食費 自動払込利用申込書 (金融機関用)**

申込年月日 令和6年4月1日 区分  1. 新規  2. 変更  3. 解約

納(住所) 西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0975

氏名 東広島太郎 学年 小学生

氏名 東広島花子 学年 小学生

住所 東広島市立西条小学校

金融機関の場合  
口座振替依頼書に「印」を記入してください。  
金融機関の名称、支店・支所、出張所、口座番号(右詰めで記入)を記入してください。  
金融機関コード、口座番号、支店・支所、出張所、口座番号(右詰めで記入)を記入してください。

ゆうちょ銀行の場合  
ゆうちょ銀行の口座番号(右詰めで記入)を記入してください。

次ページの(1枚目) (金融機関用)に記入してください。  
※3枚複写になっています。